

【追加資料(1)】

1) 産災・業務上脳心血管系疾病・精神疾患、自殺統計

産業災害発生状況(2013-2022年)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
産災適用対象 勤労者数(千人)	15,449	17,062	17,969	18,432	18,560	19,073	18,725	18,975	19,379	20,173
死亡者数(人)	1,929	1,850	1,810	1,777	1,957	2,142	2,020	2,062	2,080	2,223
業務上事故 死亡者数(人)	1,090	992	955	969	964	971	855	882	828	874
業務上疾病 死亡者数(人)	839	858	855	808	993	1,171	1,165	1,180	1,252	1,349
業務上事故 死亡万人率(%)	0.71	0.58	0.53	0.53	0.52	0.51	0.46	0.46	0.43	0.43
死亡率(万人当たり)	1.25	1.08	1.01	0.96	1.05	1.12	1.08	1.09	1.07	1.10

資料:e-国の資料、雇用労働部の産業災害発生現況各年度

[1] 雇用労働部が毎年発表する産災発生現況は毎年発生した産災件数を集計した資料ではなく、毎年産災保険で承認された件数(産災未報告摘発死亡災害を含む)を集計した資料である。さらに教師、公務員、軍人などはこの統計に含まれていない。したがって、この統計は実際の年度別産災統計をきちんと示していない。ただし産災発生現況統計が体系的に構築されておらず、その限界と問題点にもかかわらず、韓国の代表的な産災統計として使われているのが実情である。これに対し、この本でもやむを得ずこの統計を使わざるを得ないことをご了承いただきたい。雇用労働部の産災発生現況統計を参照および引用する場合、このような限界と問題点に格別に注意しなければならない。

(出所)ユ・サンギョ、ハン・チャンヒョン、ソンイクチャン『労使が共に見る重大災害処罰法』11頁

2) 2020年度 業務上脳心血管系疾病(過労死推定)、精神疾患、自殺(過労自殺)統計

	総計(疾病+死亡)			死亡		
	産災申請	承認	承認率%	産災申請	承認	承認率%
業務上の脳心血管系疾病	2,429	929	38.25	670	273	40.75
業務上の精神疾患	581	396	68.16	-	-	-
業務上の自殺(過労自殺)	87	61	70.11	87	61	70.11

(資料出典:勤労福祉公団)

〔韓国労働安全保健研究所 2021年9月号「研究報告」掲載〕

【追加資料(2)】過労死予防法案(前国会:2023年発議)

(仮訳)過労死予防および勤労時間短縮支援に関する法律案(条文のみ)

朴海澈(パク・ヘチョル)議員代表(他12名)発議(2023年6月19日、議案第671号)

第1章 総則

第1条(目的) この法律は、過労死とその主な原因となる長時間勤労および疾患などに対する予防および管理に関する事項を規定することによって、過労死による個人的被害と社会的損失を防止し、仕事と生活が調和する社会の実現に寄与することを目的とする。

第2条(定義) この法律で「過労死」とは、業務上の過重な身体的・精神的負担によって生じた次の各号のいずれかに該当する要因による労務を提供する者の死亡(自殺を含む)をいう。

1. 脳血管疾患、心臓疾患、神経精神系疾患など大統領令で定める身体的疾患または精神的疾患(以下「過労性疾患」という)の発生
2. 既存疾患の自然速度以上の悪化
3. 第1号及び第2号に基づく身体的障害又は精神的障害の発生

第3条(基本原則) この法律は、過労死及び過労性疾患(以下「過労死等」という。)の発生を防止し、それによる国民の被害を最小化することが国と地方自治体の基本的義務であることを確認し、過労死等を効果的に予防するために過労死などに関する調査・研究および国民の関心と理解向上がなされなければならないことを基本原則とする。

第4条(国家等の責務) ①国家及び地方自治体は、第3条による基本原則に基づき、過労死等を予防するための勤労時間短縮等の効率的な対策(以下「過労死等予防対策」という)を積極的に推進しなければならない。

② 国及び地方自治体は、過労死等予防対策を円滑に推進するため、公共機関・事業者・国民と相互協力し、情報の提供等の必要な措置をしなければならない。

③ 国家および地方自治体は過労死などの予防のために事業主などが「勤労基準法」第50条による法定勤労時間を短縮する場合、必要な費用の全部または一部を支援することができる。

第5条(国民と事業者の責務) 国民と事業者は過労死などを予防するために過労死などに対する持続的な関心を持って国家および地方自治体が推進する勤労時間短縮など過労死など予防対策に積極的に参加し協力しなければならない。

第6条(他の法律との関係) 過労死等の予防とそれに関する対策の樹立・施行等に関しては、他の法律に特別な規定がある場合を除いては、この法律の定めるところによる。

第2章 基本計画の策定等

第7条(過労死等予防基本計画の樹立) ①雇用労働部長官は過労死等予防対策を体系的に推進するために関係中央行政機関の長と協議し、3年ごとに過労死等予防基本計画(以下「基本計画」という)を樹立・施行しなければならない。

②基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。

1. 過労死等予防対策の推進目標・あり方に関する事項
2. 過労死等予防対策の推進体制に関する事項
3. 過労死等予防のための社会環境づくりに関する事項
4. 過労死等危険集団の早期発見及び支援体系の構築に関する事項
5. 過労死等実態調査及び調査・研究に関する事項
6. 過労死等に対する教育および認識改善
7. その他過労死等予防のために必要と認められる事項

③雇用労働部長官は、第1項による基本計画を樹立するためには、第11条による過労死など予防対策推進協議会の審議を経なければならない。

④雇用労働部長官は第1項により基本計画を樹立した場合には、これを遅滞なく関係中央行政機関の長および特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事(以下「市・道知事」という)に通知しなければならない。

⑤その他基本計画の樹立・施行に関して必要な事項は大統領令で定める。

第8条(年度別施行計画の樹立・施行等)①雇用労働部長官、関係中央行政機関の長および市・道知事は基本計画により毎年年度別過労死など予防施行計画(以下「施行計画」という)を樹立・施行しなければならない。

②関係中央行政機関の長および市・道知事は来年度の施行計画および前年度の施行計画による推進実績を大統領令で定めるところにより毎年雇用労働部長官に提出しなければならない。雇用労働部長官は毎年提出された推進実績を評価しなければならない。

③施行計画の樹立・施行および提出と推進実績の評価に関して必要な事項は大統領令で定める。

第3章 過労死等予防対策

第9条(過労死等実態調査) ①雇用労働部長官は、過労死等の発生規模と傾向を把握するなど基本計画および実施計画に基礎資料として活用するため、毎年過労死等実態調査(以下「実態調査」という)を実施し、統計を作成してその結果を公表しなければならない。この場合、過労死等に関する統計を作成する際には、統計法を準用する。

②雇用労働部長官は第1項による統計作成のために関係中央行政機関の長、地方自治体の長、「公共機関の運営に関する法律」による公共機関の長、関連機関・団体の長などに資料提出を要請することができる。この場合、資料の提出を求められた者は、特別の事情がない場合、協力し

なければならない。

③ 実態調査の時期、内容、範囲、手続きなど必要な事項は大統領令で定める。

第 10 条(調査・研究等) ①政府は過労死等の効果的な予防のために過労死等に関する統計を収集・分析及び管理し、勤労条件・作業環境・組織構造・組織文化の影響を分析して過労死等の原因を究明するなど過労死等に関する調査・研究を実施しなければならない。

② 政府は第 1 項による調査・研究を遂行するために大統領令で定める人材・施設などを備えた法人または団体を専門調査・研究機関に指定し、その運営を委託することができる。

第 11 条(過労死等予防協議会) ①中央行政機関間の過労死等予防対策調整及び勤労者・専門家の意見聴取を通じた過労死等予防対策の効率的な遂行のために雇用労働部長官所属で過労死等予防対策推進協議会(以下「過労死等予防協議会」という)を置く。

② 過労死など予防協議会は委員長 1 人を含め 20 人以内の委員で構成する。この場合、各委員は非常勤委員とする。

③ 過労死など予防協議会の委員長は雇用労働部長官がなり、委員は次の各号のいずれかに該当する人の中で委員長が任命または委嘱する。

1. 企画財政部長官、保健福祉部長官、疾病管理庁長、その他大統領令で定める関係中央行政機関の長

2. 勤労者及び事業者を代表する人

3. その他、過労死等に関する専門知識が豊富な人

④ その他協議会の構成・運営に必要な事項は大統領令で定める。

第 12 条(過労死など予防のための教育・広報) 国家および地方自治体は過労死など予防に関する国民の理解を助けるために必要な教育と広報活動を実施しなければならない。

第 13 条(過労死等予防のための相談) ①国家及び地方自治体は過労死等を予防するために地方雇用労働庁と「産災補償保険法」第 10 条により設立された勤労福祉公団、その他雇用労働部長官が指定する機関・団体または施設に過労死等の憂慮がある人やその家族などに過労死等を予防するための相談を提供するようにしなければならない。

② 国及び地方自治体は、第 1 項の規定による相談に必要なプログラムを開発・普及し、相談に必要な費用の全部又は一部を予算の範囲で当該機関・団体及び施設に支援することができる。

③ 第 1 項による指定に関する事項、相談の方法および内容と第 2 項によるプログラムの開発・普及および費用支援に必要な事項は雇用労働部令で定める。

第 4 章 補則

第 14 条(国会に対する報告)雇用労働部長官は、第 7 条による基本計画を 3 年ごとに、第 8 条第 1 項による施行計画及び同条第 2 項によって評価された推進実績と第 9 条による実態調査結果を

毎年国会所管常任委員会に報告しなければならない。

第 15 条(計画樹立などのための協力) ①雇用労働部長官、関係中央行政機関の長および市・道知事は基本計画または施行計画の樹立・施行と評価のために必要な場合には関係中央行政機関、地方自治体、関係公共機関およびその他過労死など予防活動関連団体の長に関連資料の提出など必要な協力を要請することができる。

② 第 1 項の規定により協力要請を受けた者は、正当な理由がなければこれに従わなければならない。

第 16 条(民間団体活動支援など) 国および地方自治体は過労死などの予防に関する活動を遂行する機関・団体または個人に対して必要な費用の全部または一部を補助し、またはその業務遂行に必要な支援をすることができる。

第 17 条(過労死等予防のための措置) 国家と地方自治体は過労死等に関する実態調査および調査・研究の結果により必要だと認める場合、過労死等を予防するために必要な法的・制度的装置を用意し行政的・財政的措置をしなければならない。

附則

この法律は、公布後一年を経過した日から施行する。

【追加資料(3)】[韓国]宅配運転手の過労死対策。8月14日-15日は「宅配のない日」

2024年8月14日 Shigeru Wakita

韓国では、本日(8月14日)と明日(8月15日)が「宅配のない日」とされ、宅配サービスは、この2日間は行われず、16日から再開することになっています。

この「宅配のない日」は、2020年の猛暑時期を前に、政府(文在寅政権)・雇用労働部と、業界団体(韓国統合物流協会)と宅配大手4社(CJ 大韓通運、韓進、ロッテグローバルロジス、ローゼン宅配)が、労働組合や市民団体が強く求めていた「宅配労働者の休息」を保証するために、共同宣言文形式の「社会的合意」を発表しました。政府が経営する「郵便局」も、これに参加しましたので「宅配のない日」は、現在まで韓国社会ではほぼ定着しています。

このような「宅配のない日」は日本には存在していません。今日も猛暑の中、宅配労働者は働き続けています。そこで、韓国ではなぜ「宅配のない日」ができたのか、調べて見ました。



2020年初めから韓国もコロナ禍で外出制限が始まり、「非対面」の宅配サービスに依存する生活が広がりました。急増した配達需要に対応するために宅配労働者が長時間労働に追われ、休息も十分に保証されない中、2020年には宅配労働者の過労による死亡が続き、最終的に10人を超える労働者が倒れて死亡しています。

宅配労働者に、過労による死亡が続出した

もう一つの理由は、無権利な非正規雇用形態が多いということです。宅配会社に直接雇われる場合でも正規雇用は多くありません。多様な非正規職、すなわち契約職(有期雇用)、日雇い、個人事業主(特殊雇用)などに分かれます。さらに外注化による「間接雇用」も広がっています。最終段階の配送を地域の「代理店」などに委託し、その「代理店」が、非正規職、とくに個人事業主(特殊雇用)を使用するという複雑な労働関係が、労働者を分断し劣悪な労働環境を生み出してきたのです。

□「宅配労働者過労死対策委員会」(対策委)を結成

2020年7月28日、民主労総・サービス連盟傘下の宅配連帯労組が提案し、「参与連帯」、「仕事と健康」、「韓国非正規労働センター」、「緑の党」、「基本所得党」など67の市民社会団体と政党が共同して「宅配労働者過労死対策委員会」(対策委)を結成し、発足の記者会見を行いました。

(<https://www.peoplepower21.org/labor/1721309>)

対策委は、「コロナ禍が始まって宅配の配達量が30~40%も増加し、7ヵ月目で既に把握されているだけで4人の宅配労働者が過労死している」と指摘しました。とくに「8月の猛暑と宅配物量が急増する9~11月が近づいている」とし、「宅配労働者の過労死対策を今から用意しなければ、どれほど多くの宅配労働者が倒れるか本当に憂慮される」と強調したのです。

対策委は、宅配労働者の過労死問題を公論化し、宅配会社と政府の対策準備を促すことを目的に活動を開始することになりました。

上記の「宅配のない日」の共同宣言は、こうした対策委の活動の第一歩となりました。さらに、当時の政府(文在寅政権)は、いくつかの問題で関係当事者の間で「社会的合意機構」を設立し、「社会的合意」を図るという政策を進めていました。(詳しくは、プラットフォーム労働をめぐる「社会的合意」や「社会協約」についての「エッセイ」

(<https://hatarakikata.net/18159/>)参照。)

対策委は、宅配労働者の過労死問題を解決するために、政府主導の「労使政共同委員会」を設けて、労使政が共に膝をつき合わせて話し合わなければならないと主張し、政府と宅配会社に積極的に働きかけました。

□ 2021年1月21日、「過労死対策1次合意文」

そして、2021年1月21日、粘り強い話し合いの末、対策委と宅配会社の間で、宅配労働者過労死対策について劇的な合意「過労死対策第1次合意文」が成立しました。労働組合は、韓国の旧正月(ソル)連休を前に、労働環境・労働条件改善のためのストライキを準備していましたので、「宅配大乱」が心配されていました。この「合意」によって「大乱」は避けられることになったのです。

(<https://www.seoulfn.com/news/articleView.html?idxno=408301>)

この「過労死対策1次合意文」には、実質的な過労死防止のために次のような対策を定めていました。

- (1) 宅配分類作業明確化
- (2) 宅配労働者の作業範囲および分類専門担当人材投入
- (3) 宅配労働者、分類作業遂行する場合、手数料支給
- (4) 適正作業条件
- (5) 宅配費・宅配料金取引構造改善
- (6) 旧正月シーズンの特別対策準備
- (7) 標準契約書

この合意をめぐる最大の争点は、(1)～(3)の「宅配分類作業」でした。これまで宅配労働者は、運転手として集荷・配送をするだけでなく、幹線車両からの荷下ろし、さらに地域(営業店)別、車両・個人別に分類する作業も行っていたために業務が過重になっていたのです。それを改善するために、宅配運転手の業務から分類作業を分離し、分類作業を専門に担当する人材の投入が問題となりました。結論として、大手のCJ大韓通運4千人、韓進・ロッテ1千人の投入、もし運転手が担当を続ける場合には、無給でなく有給とすることなどが合意されたのです。



□ 社会的合意に逆行する新たな動き CJ 大韓通運・クッパン(coupan)

上記の社会的合意以降、韓進宅配、ロッテ宅配などが「共生案」を締結するなど、労使間の信頼構築につながる動きがありました。ところが、文在寅政権が終わり、変わった尹錫悦・保守政権が「反労働」と言える政策を進める中で、社会的合意に参加した「CJ大韓通運」が、引き上げられた宅配費を労働者のために使うのではなく、会社の超過利潤として受け取る

うと、「付属合意書」を強要しました。その結果、合意当事者間の信頼関係が崩れ始めることになったのです。

(<https://www.peoplepower21.org/labor/1721309>)

また、米国系企業である「クッパン(coupan)」は、当初から「社会的合意」に参加せず、反労働・反労働組合の方針を崩さない経営を進めています。「宅配のない日」にもクッパンは不参加の姿勢を貫き、「ロケット配送」を掲げて、最近も宅配労働者の過労死を出し続けています。*

* クッパンは、同じ米国系企業である「アマゾン」と同様に莫大な投資で各地に大規模な物流倉庫を建設し、大量の非正規職と間接雇用の利用によって売上げを急増させる点で、アマゾンときわめて類似した経営方針をもっています。

最近も、四人の幼い子どもの父親であるチョン・スルギさん(41歳)がクッパン宅配運転手として働き、夕方8時から翌朝7時までトラックで3往復する勤務をして、わずか1年2ヵ月で10キロも痩せてしまい、この5月に自宅で心室細動心筋梗塞で倒れて亡くなりました。個人事

業主(特殊雇用)で代理店と委託契約を結んで働いていました。過労死として認定されるのか、また、間接雇用の元請会社であるクッパンに責任を問えるのかが問題となっています。

(<https://www.youtube.com/watch?v=7UsuJaVH3m4&t=219s>)

遺族側は、7月初めに故人のメールを公開しました。それによれば、配達を直接に督促するクッパン管理者に対して、チョン・スルギさんが「犬のように走っていますよ」と返事したということです。このメールのやりとりでクッパンが直接指示をしていたこと、また、「犬のように走っている」という運転手の言葉が、メディアを通じて宅配運転手の過労死問題が依然として解決されていないことを浮かび上がらせています。

私は、いろいろと調べる中で、韓国の過労死をめぐる状況の厳しさを改めて痛感しました。ただ、日本に見られない労働組合・市民団体の「対策委」などの取り組みが、「社会的合意」を生み出していることは大いに参考にすべきことだと思います。こうした取り組みが、それに真っ向から逆行しつつ、売上げを急増させている「クッパン」にどのように対抗していくのか、引き続き注目していきたいと思っています。